

# 公益通報（内部告発）相談 110 番

## 臨時無料電話相談

平成 18 年 4 月 1 日の公益通報者保護法の施行に伴い、東京の三つの弁護士会（東京三弁護士会）では、合同で公益通報相談窓口を開設し、相談を受け付けております。

このたび、東京三弁護士会では、公益通報相談 110 番（無料電話相談）を実施し、弁護士が公益通報問題について悩んでいる方の相談に応じますので、お気軽にお電話下さい。

この公益通報相談では、あなたが悩んでいる事案が公益通報にあたるのかどうかを相談することができます。例えば、補助金を不正に取得している、組織ぐるみや上司の指示でリコール隠しをしている、産地偽装をしている、食品衛生法上認められない物質を食品に使用しているなど、法律に違反している疑いがあるような場合、是非ご相談下さい。

**日 時：平成 19 年 7 月 23 日（月）午後 4 時～午後 8 時**

**電話番号：03 - 3508 - 0371**

**（\*当日のみの電話番号となります）**

**相談対象：公益通報問題**

**相談料：無料**

**主 催：東京弁護士会 / 第一東京弁護士会 / 第二東京弁護士会**

**問合せ先：第一東京弁護士会法律相談課 TEL：03-3595-8575**